

納期限までの納付にご協力をお願いします。

国民健康保険税を納付する方（納税義務者）

国保税の納税義務者は世帯主になります。

世帯主が他の健康保険等に加入している場合も同様です。

国民健康保険税の納付時期と回数

国保税の納付方法には普通徴収(口座振替又は納付書払い)と特別徴収(年金からの差引き)があります。

普通徴収の方は原則、口座振替による納付をお願いします。申込方法は下記の「口座振替の申込方法」をご覧ください。

普通徴収は、通常 4 月から翌年 3 月までの 1 年(12 か月)分を 8 回に分けての納付となり、納期限は 7 月から翌年 2 月までの各月末日です(12 月は 25 日。月末が土・日・祝休日の場合は翌日が納期限となります。)。必ずしも 1 期分が 1 か月分ではありません。

特別徴収で納付いただく場合は、年金受給月(4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・2 月の年 6 回)の納付となります。

令和 6 年度の普通徴収の納期限は、以下のとおりです。3 月に税額の変更(増額)があった場合は、随 1 期での納付となります。

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
期 別				第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	随 1 期
納期限				7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	1月31日	2月28日	3月31日

口座振替の申込方法下記の**金融機関等の窓口**で、「口座振替依頼(申込)書・自動払込利用申込書兼廃止届」に必要事項を記入して提出してください。

取扱金融機関	群馬銀行・三井住友銀行・足利銀行・東和銀行・アイオー信用金庫・しのめ信用金庫・桐生信用金庫 あかぎ信用組合・ぐんまみらい信用組合・中央労働金庫・佐波伊勢崎農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局)
必要なもの	①引き落としを希望する口座の通帳 ②通帳の届出印 ③国民健康保険税納税通知書

※金融機関等が申込書を受け付けた日の翌月 25 日以降に納期限となる分から引き落としが始まります。

申込月の月末(または翌月初め)が納期限になっている分は引き落としが間に合いませんので、納付書で納めてください。

口座振替を登録すると

- ☐ 納期のたびに、市役所・支所や金融機関などへ納付に行く手間が省けます。
- ☐ 指定した口座から自動的に振り替えられるので、納め忘れがありません。
- ☐ 一度手続きをすれば、翌年度以降も口座振替が継続されます。

特別徴収（年金からの差引き）

手続き不要

地方税法第 706 条の規定に基づき、以下の全ての条件に該当する場合は特別徴収となります。

- ① 世帯主が国保加入者。② 世帯内の国保加入者が全員 65 歳以上 75 歳未満。
- ③ 世帯主の年金受給額が年額 18 万円以上。④ 世帯主の介護保険料が特別徴収されている。
- ⑤ 1 回に差引かれる国保税と介護保険料の合計額が、年金支給額の 1/2 以下。

※ **口座振替による国保税の納付を申し込んだ場合は、上記条件にかかわらず特別徴収とはなりません。**

【特別徴収から普通徴収に変更となる場合】

上記①～⑤の条件のいずれかについて該当しなくなった場合や年度途中で税額変更が生じた場合は、特別徴収を中止し、自動的に普通徴収に切り替わります。また、年度内に世帯主が 75 歳に達する場合は、あらかじめ普通徴収に変更されています。

【翌年度も継続して特別徴収の該当となった場合】

令和 7 年 2 月の特別徴収額と同額を令和 7 年度分の仮徴収額として令和 7 年 4 月、6 月、8 月の年金から差引かせていただきます。

特別徴収の新規開始は
毎年 10 月です。**納付の際の注意**

- ・年度途中で所得、資格(取得・喪失)の変更などにより税額が変更となる場合は、通常、届出をした翌月中旬に納税(変更)通知書を発送しますので、変更後は通知に示された納期毎に納めてください。
- ・国保税が増額となる場合(社会保険から国保に切り替えた、他市町村から転入した、所得が増額修正された、40 歳になったなど)
→異動月から月割で課税されます。**届出が遅れた場合でも資格取得日にさかのぼって課税されます。**
- ・国保税が減額となる場合(国保から社会保険に切り替えた、他市町村へ転出した、所得が減額修正された、死亡したなど)
→異動月の前月まで月割で課税されます。**納付いただいた分が還付となる場合は後日、収納課から還付に関する通知を送付します。**
- ・納付額が高額となり、納期限日までの納税が困難な場合には、市役所本館 2 階収納課窓口で納税方法を相談することができますのでご利用ください。
- ・年度途中で 75 歳になる人の保険税は、75 歳に達するまでの期間で国保税を算定します。75 歳になってからは別途後期高齢者医療保険料の通知が届きます。

国民健康保険税の税率

各世帯の年間の国保税を下記の税率により算定します。年度途中で加入・脱退があった際は、加入月に応じて月割計算します。

医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
病気にかかったときなどの医療費として、 国保加入者全員が負担します。	後期高齢者医療への支援分として、 国保加入者全員が負担します。	介護保険事業への納付金として、40歳 から64歳までの国保加入者が負担します。
①所得割 加入者全員の 基準総所得額 (*1) × 6.9%	④所得割 加入者全員の 基準総所得額 (*1) × 2.6%	⑦所得割 加入者全員の 基準総所得額 (*1) × 2.1%
②均等割 国保加入者数 × 26,000円 未就学児 (*2) 半額	⑤均等割 国保加入者数 × 10,000円 未就学児 (*2) 半額	⑧均等割 対象者数 × 11,000円
③平等割 1世帯につき 20,500円	⑥平等割 1世帯につき 7,500円	⑨平等割 1世帯につき 6,100円
【①+②+③】 (限度額65万円)	【④+⑤+⑥】 (限度額24万円)	【⑦+⑧+⑨】 (限度額17万円)

*1 基準総所得額 = 前年の総所得金額等 - 基礎控除

*2 未就学児とは6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者のことです。

均等割・平等割の減額

手続き不要 (所得の申告は必要です)

前年中の世帯主と被保険者の総所得(軽減判定所得)が一定額以下の世帯は、均等割額及び平等割額が減額されます。

減額割合	世帯員(世帯主+被保険者)の所得の合計
7割 を減額	43万円 + 【10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 以下の場合
5割 を減額	43万円 + 【10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 + (29万5千円 × 被保険者数) 以下の場合
2割 を減額	43万円 + 【10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 + (54万5千円 × 被保険者数) 以下の場合

- 被保険者には、同世帯で国保から後期高齢者医療制度へ移行した方も含まれます。
- 給与所得者等の数とは、世帯主及び被保険者で以下の①②のいずれかに当てはまる方の人数です。
 - ① 給与収入55万円超の方
 - ② 公的年金等の収入額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超の方
- 上記表の【10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】の加算は給与所得者等の人数が2人以上の場合にのみ適用します。
- 世帯主及び被保険者に前年分の所得を申告していない方がいると、適正な税額計算、減額制度の適用ができません。収入がない場合や、遺族・障害年金等の非課税所得のみであった場合なども、減額制度の適用を受けるためには申告が必要ことがあります。
- 65歳以上の世帯主及び被保険者の公的年金に係る雑所得については、15万円を控除した金額を軽減判定所得とします。
- 収用等の特別控除の適用を受けている場合、軽減判定所得は特別控除前の所得を使用します。
- 青色専従者給与額及び事業専従者控除額は事業主の所得とみなし、事業主の軽減判定所得に含まれます。
- 青色申告で繰越純損失がある場合、専従者給与分を繰越純損失から除きます。

非自発的失業者の所得割(給与所得)の減額

申告が必要

下記の全ての条件に該当する場合は、**申告により**一定期間、該当者の給与所得を30%に減額して国保税を算定します。

申告には雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知(ハ-ワーク発行)、本人確認書類(運転免許証等)、マイナンバーがわかるものをお持ちください。減額対象期間は離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度までとなります。

- 離職時の年齢が65歳未満。
- 雇用保険の受給資格があり、雇用保険受給資格者証等に記載の離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか。

国民健康保険税の減免

申請が必要

災害、失業・廃業・病気などにより課税年度の世帯所得が著しく減少するときは、国保税の減免を受けられる場合があります。

減免を受けるには納期限7日前までに理由を証明する書類を添えて申請が必要です。

減免申請が受理された時点で、減額済み、納付済み、納期を過ぎている税額については減免できません。

申請後、審査により減免の承認・不承認を決定します。**申請により必ず減免を受けられるとは限りません。**

また、収監等により国保を使用できない場合の減免制度もあります。詳しくは国民健康保険課賦課係へご相談ください。

お問い合わせ先

伊勢崎市役所 国民健康保険課 賦課係

電話 0270-27-2736 (直通)

E-mail kokuho@city.isesaki.lg.jp